

(様式4)

本部町公告第 5/ 号

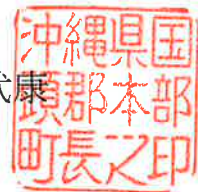
本部農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、当該農業振興地域整備計画の変更案を次のとおり一般の縦覧に供する。

本部町の住民は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について、本部町に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者及びその土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは縦覧期間満了の日の翌日から令和6年6月26日までに本部町にこれを申し出ることができる。

令和 6年 5月13日

本部町長 平良 武康



1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和 6年 5月13日

至 令和 6年 6月11日

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

本部町役場農林水産課 農地担い手支援班
(本部町字東5番地)